

大阪臨床整形外科医会 会員各位

先日、厚生労働省より令和4年度診療報酬改定に関するQ&Aが発出され、
下腿創傷処理管理料の施設基準に係わる届出に関する内容が更新されました。

※ 現時点では、下腿創傷処置に関する適切な研修を受けていなければ
本管理料の施設基準に係わる届出はできません。(資料A)

1, これまで、資料② 届出書添付書類の記載で、下肢創傷処置に関する適切な研修を修了した整形外科
への文言で、「本管理料に関する適切な研修とはいかなるものか」が最大の疑義でした。資料①を参照して
ください。今回のQ&Aで適切な研修が示されました。

「一般社団法人 日本フットケア・足病医学会が主催する研修会が該当する。」との回答でした。
あくまでも未確認情報ですが、JCOA 理事長 新井貞男先生から、下腿創傷処置および管理料を令和4年
度診療報酬改定で要望していた日本フットケア・足病医学会から「本年6月頃に研修会を開催する
可能性がある」との情報を得ています。未確認情報ですので、くれぐれもご留意ください。
正式な告知があれば皆様にお知らせいたします。

それまでは施設基準の届出はできませんのでご留意ください。

2, また、同時に採用されましたJ00-2 下肢創傷処置（新設）に関しては、資格や届出は不要で、本日4
月1日より算定可能となっています。資料Aを参照してください。

※ 現時点では、糖尿病や閉塞性動脈硬化症などの血管病変に起因する
皮膚潰瘍のみが対象となっていますので注意が必要です。

第1節 処置料

J000-2 下肢創傷処置（新設）

1 足部（踵を除く。）の浅い潰瘍	135点
2 足趾の深い潰瘍又は踵部の浅い潰瘍	147点
3 足部（踵を除く。）の深い潰瘍又は踵部の深い潰瘍	270点

※ 上記記述はあくまでも現時点の情報を元に作製しています。今後、厚労省のQ&Aや通達により解釈
が変更される可能性をご留意ください。また、研修会開催日程に関しても、確定情報では有りませ
ので、重ねてご理解ください。

大阪臨床整形外科医会 会長 長谷川利雄
OCAO 学術委員会、JCOA 社保委員会 神藤佳孝

【下肢創傷処置管理料】

問 145 区分番号「B001」の「36」下肢創傷処置管理料の施設基準において求める医師の「下肢創傷処置に関する適切な研修」には、具体的にはどのようなものがあるか。

(答) 現時点では、一般社団法人日本フットケア・足病医学会「日本フットケア足病医学会認定師 講習会」のうち「Ver.2」が該当する。



HOME

マイページ

学会について

学会誌

学術集会等

認定制度

フットケア研修

●認定師セミナー

第11回日本フットケア・足病医学会認定師セミナー (Ver.2)のご案内

開催形式：eラーニング形式

受講期間：2021年7月1日(木)～7月31日(土)

参加費用：10,000円

申込期間：2021年5月13日(木)～6月15日(火)

○申込方法

1. 下記申込フォームよりお申し込みください。
2. 申込後、2021年6月20日までに下記口座へ受講料をご入金下さい。
3. 学会正会員以外の方は申込できません。
 - ※ 入金後の返金はいたしませんので、予めご了承下さい。
 - 振込手数料はご負担下さいますよう、お願い申し上げます。
 - 受講申込・受講料入金の確認後、6月下旬に受講のご案内をお送りします。
 - ※ 当セミナーは「学会認定師」資格申請に受講が必要なセミナーです。
 - 「フットケア指導士」認定セミナーとは異なりますのでご注意ください。
 - 認定師申請には認定師セミナー-ver.1 および ver.2の両方受講が必要です。

特掲診療料の施設基準に係る届出書

保険医療機関コード 又は保険薬局コード	1234567	届出番号	記入しない
連絡先 担当者氏名： 整形太郎 電話番号： 01-2345-6789			
(届出事項) [下腿創傷処置管理料] の施設基準に係る届出			
〽 当該届出を行う前6か月間において当該届出に係る事項に関し、不正又は不当な届出(法令の規定に基づくものに限る。)を行ったことがないこと。 〽 当該届出を行う前6か月間において償担規則及び薬価規則並びに療養基準に基づき厚生労働大臣が定める指示事項等第三に規定する基準に違反したことがなく、かつ特に違反していないこと。 〽 当該届出を行う前6か月間において、健康保険法第78条第1項及び高齢者の医療の確保に関する法律第72条第1項の規定に基づく検査等の結果、診療内容又は診療報酬の請求に関し、不正又は不当な行為が認められたことがないこと。 〽 当該届出を行う時点において、厚生労働大臣が定める入院患者数の基準及び医師等の員数の基準並びに入院基本料の算定方法に規定する入院患者数の基準に該当する保険医療機関又は医師等の員数の基準に該当する保険医療機関でないこと。			
標記について、上記基準のすべてに適合しているので、別添の様式を添えて届出します。			
令和 4 年 3 月 〇〇 日			
保険医療機関・保険薬局の所在地及び名称 〇〇市〇〇区〇〇筋1-2-3 〇〇整形外科・リウマチクリニック 開設者名 整形太郎 〇〇厚生局長 殿			
備考 1 [] 欄には、該当する施設基準の名称を記入すること。 2 □には、適合する場合「√」を記入すること。 3 届出書は、1通提出のこと。			

下肢創傷処置管理料の施設基準に係る届出書添付書類

下肢創傷処置に関する適切な研修を修了した整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科の診療に従事した経験を5年以上有している常勤医師

常勤医師の氏名	勤務時間 (時間/週)	診療科名	当該診療科の 経験年数	研修修了の有無
整形太郎	48 時間	整形外科	36 年	<input checked="" type="checkbox"/>
	時間		年	<input type="checkbox"/>

【記載上の注意】

- 1 常勤医師の勤務時間について、就業規則等に定める週あたりの所定労働時間(休憩時間を除く労働時間)を記載すること。
- 2 研修については、研修の修了証の写し(当該研修の名称、実施主体、修了日及び修了者の氏名等を記載した一頁でも可)を添付すること。

医療技術評価分科会の評価を踏まえた対応

新規技術の保険導入

- ▶ 下肢潰瘍の状態に応じた適切な処置及びその管理を推進する観点から、下肢の潰瘍の処置及びその管理に係る評価を新設する。

(新) 下肢創傷処置

1 足部（踵を除く。）の浅い潰瘍	135点
2 足趾の深い潰瘍又は踵の浅い潰瘍	147点
3 足部（踵を除く。）の深い潰瘍又は踵の深い潰瘍	270点

[算定要件]

- ・ 下肢創傷処置の対象となる部位は、足部、足趾又は踵であって、浅い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれにも至らないものをいい、深い潰瘍とは潰瘍の深さが腱、筋、骨又は関節のいずれかに至るものをいう。
- ・ 下肢創傷処置を算定する場合は、創傷処置、爪甲除去（麻酔を要しないもの）及び穿刺排膿後薬液注入は併せて算定できない。
- ・ 複数の下肢創傷がある場合は主たるもののみ算定する。

(新) 下肢創傷処置管理料 500点（月1回に限り）

[算定要件]

- ・ 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、入院中の患者以外の患者で、下肢の潰瘍を有するものに対して、下肢創傷処置に関する専門の知識を有する医師が、計画的な医学管理を継続して行い、かつ、療養上必要な指導を行った場合に、区分番号J000-2に掲げる下肢創傷処置を算定した日の属する月において、月1回に限り算定する。ただし、区分番号B001の20に掲げる糖尿病合併症管理料は、別に算定できない。
- ・ 初回算定時に治療計画を作成し、患者及び家族等に説明して同意を得るとともに、毎回の指導の要点を診療録に記載すること。
- ・ 学会によるガイドライン等を参考にすること。

[施設基準]

- ・ 整形外科、形成外科、皮膚科、外科、心臓血管外科又は循環器内科の診療に従事した経験を5年以上有し、下肢創傷処置に関する適切な研修を修了している常勤の医師が1名以上勤務していること。